

# 収集回数、指定収集袋について



© K.Okawara · Jet Inoue

## 令和5年度より

燃えるごみ



週2回収集

燃えないごみ



月2回収集

プラスチックごみ



週1回収集

収集日当日の  
**朝8時まで**に

一戸建ての住宅に住んでいる方は自宅前（道路際の敷地内）に、  
集合住宅に住んでいる方は指定のごみ集積所に出してください。

**注意!**

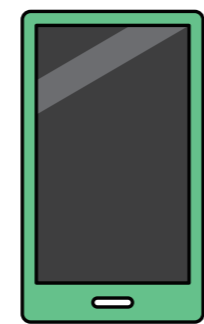
多くの充電式の家電製品には、リチウムイオン電池が入っています。  
過度な力が加わると**発熱・発火**する危険があります。



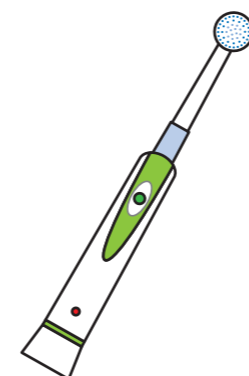
発火した充電式製品



電子タバコ



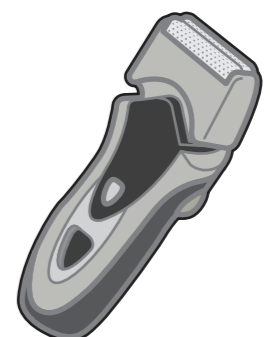
スマートフォン



電動歯ブラシ



ハンディクリーナー



電気シェーバー

廃棄する時は、**分別排出ルールに従ってください。**

出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会

## プラスチックごみ指定収集袋

新しく  
販売

より多くのプラスチックごみをリサイクルするために、  
「燃えるごみ」・「燃えないごみ」の袋の価格の**半額**となります。  
適切な分別にご協力をお願いします。



種類	容量	価格(10枚1組)	種類	容量	価格(10枚1組)
特小袋	5L相当	50円	大袋	40L相当	400円
小袋	10L相当	100円	事業系袋	45L相当	725円
中袋	20L相当	200円			

※事務所や店舗から出る事業系ごみは自己処理が原則ですが、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチックごみは、1回あたり45L袋で3袋(15kg)以下の場合、事業系一般廃棄物指定収集袋を購入して排出することができます(要事前申し込み)。

**「プラスチックごみ指定収集袋」は、令和5年1月から取扱店で販売予定**

お近くの稲城市指定収集袋取扱店は、「ごみ・リサイクルカレンダー」をご覧ください。